

社会福祉法人 至福の会 行動計画

社会福祉法人至福の会では、全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 6年 10月 1日 ～ 令和 11年 9月 30日までの5年間
2. 内容

目標1：妊娠中の職員及び子育てを行う職員へ制度の周知
雇用環境を整備して安心して働ける職場体制

<対策>

- 令和 6年 10月 ～ 社会福祉法人至福の会 「育児・介護休業等に関する規定」を職員に周知
- 令和 8年 10月 ～ 管理職及び育児休業取得希望者への説明会等の実施
各法令及び法人諸規定をわかりやすいパンフレットの作成

目標2：所定外労働時間適正化に努め、1人当たり年間月平均3時間未満とする。

<対策>

- 令和 6年 10月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 7年 10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 回実施
- 令和 8年 10月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和 9年 10月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施